

神戸市民のくらしをまもる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第5号

神戸市民のくらしをまもる条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市民のくらしをまもる条例施行規則（平成17年6月規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>（不当な取引行為等の是正の指導）</u>	<u>（不当な取引行為等に係る調査、指導等）</u>
第16条 <u>条例第25条第2項に規定する指導は、様式第1号による文書又は口頭により行うものとする。</u>	第16条 <u>第4条第3項の規定は、条例第25条第2項の規定による指導若しくは勧告又は同条第3項の規定による公表について準用する。</u>
2 <u>市長は、前項の指導を行うときは、当該指導の対象となる者に対し、期限を指定して、当該指導の対象となった違反を是正するための措置について記載した書面の提出を求めるものとする。</u>	

(不当な取引行為等の是正の勧告)

第17条 条例第25条第2項に規定する
勧告は、様式第2号による文書で行
うものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の勧告
について準用する。

(不当な取引行為等に係る公表)

第18条 市長は、条例第25条第3項の
規定による公表を行おうとするとき
は、あらかじめ、その理由を当該事
業者に通知するとともに、意見を述
べる機会を与えなければならない。
ただし、当該事業者が正当な理由な
く意見の聴取に応じないとき、又は
当該事業者の所在が不明であるとき
は、この限りでない。

2 市長は、条例第25条第3項に規定
する公表を行うに当たり、必要があ
ると認めるときは、苦情処理審議会
の意見を聴くものとする。

3 条例第25条第3項の規定による公
表は、インターネットの利用その他
の広く市民に周知できる方法により
行うものとする。

第19条～第24条 [略]

第25条 この規則の施行に関し必要な
事項は、主管局長が定める。

第17条～第22条 [略]

第23条 この規則の施行に関し必要な
事項は、経済観光局長が定める。

様式中「(第22条関係)」を「(第24条関係)」に、「第48条第2項の規定によ
り、」を「第48条第2項の規定による」に改め、同様式を様式第3号とし、別表

第 9 の次に次の 2 様式を加える。

第 号

年 月 日

様

神戸市長

是正指導書

本市では、神戸市民のくらしをまもる条例（以下「条例」という。）により、商品の販売若しくは役務の提供又は訪問購入に係る契約に関し、条例に定める不当な取引行為をすること及び消費者の利益を不当に損なうこととなる内容の約款を用いることを禁止しています。

このたび、下記のとおり条例に違反する内容が見受けられました。

については、条例第25条第2項の規定により、違反を是正するために必要な措置を講じられるよう指導します。

なお、あなたが講じた是正措置（指摘した違反内容が事実と相違しているときは、その理由）について、文書による報告を求めます。

記

- 1 違反内容
- 2 報告期限
- 3 報告先
- 4 その他

第 号

年 月 日

様

神戸市長

勧告書

下記のとおり、神戸市民のくらしをまもる条例（以下「条例」という。）^{第23条}に違反する内容が見受けられました。
^{第24条}

については、条例第25条第2項の規定により、違反を是正するために必要な措置を講じられるよう勧告します。

また、あなたが講じた是正措置について、文書による報告を求めます。

なお、この勧告に従わないときは、条例第25条第3項の規定に基づき、事業者の氏名又は名称等必要な事項を公表する場合がありますので、念のため申し添えます。

記

- 1 違反内容
- 2 報告期限
- 3 報告先
- 4 その他

附 則

この規則は、令和4年5月15日から施行する。